資料編

日本政策投資銀行法（平成11年法律第73号）（抜粋）

第1条（目的）

日本政策投資銀行は、経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に資するため、一般の金融機関が行う金融等を補完し、又は奨励することを旨とし、長期資金の供給等を行い、もって我が国の経済社会政策に金融上の寄与をすることを目的とする。

第4条（資本金）

日本政策投資銀行の資本金は、附則第六条第四項及び第七条第四項の規定により政府から出資があったものとされた金額の合計額とする。

2　政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、日本政策投資銀行に追加して出資することができる。

第8条（役員）

日本政策投資銀行に、役員として、総裁一人、副総裁二人、理事十二人以内及び監事二人以内を置く。

第19条（役員の給与及び退職手当の支給の基準）

日本政策投資銀行は、その役員の給与及び退職手当の支給の基準を社会一般の情勢に適合したものとなるよう定め、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

第20条（業務の範囲）

日本政策投資銀行は、第一条に掲げる目的を達成するため、次の業務を行う。

一　経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に資する事業に必要な資金であって、次に掲げる資金の貸付け、当該資金に係る債務の保証（債務を負担する行為であって債務の保証に準ずるものを含む。以下同じ。）、当該資金の調達のために発行される社債（特別の法律により設立された法人で会社でないものの発行する債券を含む。以下同じ。）の応募その他の方法による取得又は当該資金に係る貸付債権の全部若しくは一部の譲受けを行うこと。ただし、当該貸付けに係る貸付金の償還期限、当該保証に係る債務の履行期限（ただし、当該債務の保証の日から起算する。）、当該取得に係る社債の償還期限（ただし、当該取得の日から起算する。）及び当該譲り受けをした貸付債権に係る貸付金の償還期限（ただし、当該譲受けの日から起算する。）は、一年未満のものであってはならない。

イ　設備の取得（設備の賃借権その他の設備の利用に係る権利の取得を含む。）、改良若しくは補修（以下この号において「取得等」という。）に必要な資金、当該設備の取得等に関連する資金、土地の造成（当該造成に必要な土地の取得を含む。）に必要な資金又は既成市街地の整備改善に著しく寄与する事業（住宅の建設に係るもので政令で定めるものを除く。）に係る施設若しくは地域の経済社会の基盤の充実に著しく寄与する施設の建設若しくは整備に必要な資金

ロ　イに掲げるもののほか、事業の円滑な遂行に必要な無体財産権その他これに類する権利の取得、人員の確保、役務の受入れ若しくは物品の購入等に必要な資金（経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に特に資する資金として財務大臣が定めるものに限る。）又は高度で新しい技術の研究開発に必要な資金

ハ　イ又はロに掲げる資金の返済に必要な資金（イ又はロに掲げる資金の調達のために発行された社債の償還に必要な資金を含む。）

二　経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に資する事業に必要な資金の出資を行うこと。

三　前二号に掲げるもののほか、前二号の業務を円滑かつ効果的に行うために必要な業務（前二号の業務と密接な関連を有する業務として政令で定めるものに限る。）を行うこと。

四　前三号の業務に附帯する業務を行うこと。

2　前項に規定する資金の貸付け、債務の保証、社債の取得、債権の譲受け又は出資（以下「貸付け等」という。）は、当該貸付けに係る資金の償還、当該保証に係る債務の履行、当該取得に係る社債の償還、当該譲受けに係る債権の回収又は当該出資に係る事業からの配当の支払を可能とする利益の発生が確実であると認められる場合に限り、行うことができる。

3　第一項の規定により行う資金の貸付けの利率及び債務の保証の料率並びに同項の規定により取得する社債及び譲り受ける貸付債権の利回りは、日本政策投資銀行の収入が支出を償うに足るように、かつ、一般の金融機関の貸付け若しくは債務の保証の通常の条件又は金融市場の動向を勘案して定めるものとする。

第21条（業務の条件）

日本政策投資銀行は、その業務の運営に当たっては一般の金融機関の行う金融等を補完し、又は奨励することとし、これらと競争してはならない。

2　日本政策投資銀行は、一般の金融機関から通常の条件により貸付け若しくは債務の保証を受け、日本政策投資銀行以外の者が応募その他の方法により取得する社債の発行により資金の調達を行い、又は日本政策投資銀行以外の者から出資を受けるのみでは事業の遂行が困難である場合に限り、貸付け等（貸付債権の譲受けを除く。）を行うことができる。

第22条（中期政策方針）

日本政策投資銀行は、主務大臣が作成した三年間の中期の政策に関する方針（以下「中期政策方針」という。）に従って、貸付け等を行わなければならない。

2　日本政策投資銀行は、主務大臣の中期政策方針の作成に当たり、主務大臣に意見を述べることができる。

3　中期政策方針には、日本政策投資銀行が寄与すべき我が国の経済社会政策に関する事項その他の業務に関する重要事項について記載しなければならない。

4　主務大臣は、中期政策方針を作成しようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

第23条（投融資指針）

日本政策投資銀行は、中期政策方針に記載された事項を実施するために、政令で定めるところにより、投融資指針（日本政策投資銀行の貸付け等の前提となる政策目的、対象事業その他貸付け等に係る各事業年度の指針をいう。以下同じ。）を作成しなければならない。

2　日本政策投資銀行は、毎事業年度主務大臣が定める日までに当該事業年度に実施予定の投融資指針を主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。

第24条（運営評議員会）

日本政策投資銀行に、運営評議員会を置く。

2　運営評議員会は、中期政策方針に記載された事項に係る業務の実施状況を検討し、その検討結果を総裁に報告する。

3　総裁は、前項の規定により検討結果の報告を受けたときは、その検討結果を主務大臣に報告の上、公表しなければならない。

4　運営評議員会は、評議員八人以内で組織する。

5　評議員は、学識又は経験のある者のうちから、財務大臣の認可を受けて、総裁が任命する。

6　評議員の任期は、四年とする。

第28条（予算）

日本政策投資銀行は、毎事業年度、収入及び支出の予算を作成し、これを財務大臣に提出しなければならない。

2　前項の収入は、貸付金の利息、債務保証料、社債の利子、出資に対する配当金その他資産の運用に係る収入及び附属雑収入とし、同項の支出は、事務取扱費、業務委託費、第四十二条第一項又は第二項の規定による借入金の利子、同条第五項の規定による寄託金の利子、第四十三条第一項又は第四項の規定により発行する銀行債券の利子及び附属諸費とする。

3　財務大臣は、第一項の規定により予算の提出を受けたときは、これを検討して必要な調整を行い、閣議の決定を経なければならない。

4　内閣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、その予算を国の予算とともに国会に提出しなければならない。

第41条（利益金の処分及び国庫納付金）

日本政策投資銀行は、毎事業年度の損益計算上利益金が生じたときは、準備金として政令で定める基準により計算した額を積み立てなければならない。

2　前項の準備金は、損失の補てんに充てる場合を除いては、取り崩してはならない。

3　日本政策投資銀行は、毎事業年度の損益計算上の利益金から第一項の規定により準備金として積み立てた額を控除した残額を翌事業年度の五月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

4　政府は、前項の規定による国庫納付金の一部を、政令で定めるところにより、当該事業年度中において概算で納付させることができる。

第42条（資金の借入れ等）

日本政策投資銀行は、第二十条第一項に規定する業務を行うため必要な資金の財源に充てるため、政府から借入金をすることができる。

2　前項に定めるもののほか、日本政策投資銀行は、資金繰りのため必要がある場合その他財務省令で定める場合には、銀行その他の金融機関から短期借入金をすることができる。

5　日本政策投資銀行は、第二十条第一項に規定する業務のうち、特定の政策に金融上の寄与をするために必要な資金の財源に充てるため、政令で定めるところにより、寄託金の受入れをすることができる。

第43条（日本政策投資銀行債券の発行）

日本政策投資銀行は、第二十条第一項に規定する業務を行うため必要な資金の財源に充てるため、日本政策投資銀行債券（第四十五条第四項を除き、以下「銀行債券」という。）を発行することができる。

◆参　考　（役員の給与及び退職手当の支給に関する基準）

1. 社会一般の情勢への適合

日本政策投資銀行法第19条では、役員の給与及び退職手当（以下「給与等」という。）の支給の基準を定めるに当たって、社会一般の情勢に適合することが求められている。その際、基本的な考え方として以下の点に配慮するものとする。

(1)役員の給与等は、各役職の職責及び必要とされる能力に応じたものであること。
(2)役員の給与等は、日本政策投資銀行の適切な業務運営を図るために必要な人材を確保しうるものとし、そうした人材の民間企業等における処遇の実情を勘案すること。
(3)役員の給与等は、日本政策投資銀行の業務及び財産の公共性に鑑み、その総額を含め適正かつ効率的なものとなるよう配慮すること。

2. 役員の給与等の区分

役員の給与等の区分は、次のとおりとする。

(1)役員給与：報酬、特別調整手当、特別手当、通勤手当
(2)役員退職手当：退職手当

3. 役員給与

(1)報酬
報酬は月額をもってこれを定め、毎月定額を支給する。

(2)特別調整手当
特別調整手当は報酬に100分の12を乗じた額として、毎月報酬と同時に支給する。

(3)特別手当
特別手当は、4月より6月までの分を6月に、7月より12月までの分を12月に、1月から3月までの分を3月に支給する。

(4)通勤手当
通勤手当は、通勤のため公共交通機関を利用している役員に対して支給する。

4. 役員退職手当

退職手当は、当該役員の退職の日における報酬月額の100分の36に相当する額に在職月数を乗じて得た額とする。

5. 就退任に伴う給与等の計算

就任または退任の場合、報酬及び特別調整手当は日割により、特別手当及び退職手当は月割により計算する。

6. その他

(1)役員の報酬の金額及び特別手当の支給率は、総裁がこれを定める。
(2)役員の給与等の支給に関する細則その他の事項は、別途定める。

付則

この基準は、平成11年10月1日から実施する。

（参考）役員の報酬月額及び特別手当の支給率

1. 報酬月額（単位：千円）

総裁	1,346
副総裁	1,297
理事	1,196
監事	923

2. 特別手当の支給率

支給率　3.60ヶ月／年

特別手当＝［（報酬月額＋特別調整手当）＋（報酬月額×0.25）＋｛（報酬月額＋特別調整手当）×0.2｝］×支給率

日本政策投資銀行中期政策方針

平成11年10月1日

平成11年度から平成13年度までの日本政策投資銀行の業務の運営は、下記の要領によるものとする。

記

I. 日本政策投資銀行が寄与すべき我が国の経済社会政策に関する事項

日本政策投資銀行は、産業の開発を設立目的の柱としていた日本開発銀行及び北海道東北開発公庫を統廃合し、経済社会の発展に伴って変化する政策課題に対応し、経済社会政策に金融上の寄与を行う政策金融機関として、経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に資する事業に対する長期資金の供給等を行うこととする。

このため、

1　自立型地域創造
2　豊かな生活創造
3　経済活力創造

を主眼として、次の点に配意して業務を行うこととする。

1. 自立型地域創造

自立型地域創造については、日本開発銀行及び北海道東北開発公庫が融資等の対象としてきた地域整備関連分野を引き継ぎ、各地域の特性を踏まえつつ、以下の点に重点をおくこととする。

- 地域の社会基盤の整備のため、市街地再開発等による良好な街並みの整備、中心市街地の活性化等による地域の街づくりの推進を図る。また、プロジェクトファイナンス等の考え方に基づく民間資金等を活用した事業の推進を図りながら、地域交通・物流の基盤整備等、地域の社会資本整備の促進を図る。
- 地域活力の創造のため、地域の産業立地の促進等地域産業の高度化・活性化を図る。
- 地域間の連携と地域の自立を支援するため、地域における雇用の創出及び地域経済の発展につながる事業の推進を図る。

2. 豊かな生活創造

豊かな生活創造については、環境対策、防災対策等の社会的要請を踏まえつつ、以下の点に重点をおくこととする。

- 環境の保全、環境への負荷軽減に係る取組みを促進するため、廃棄物・リサイクル対策、地球温暖化防止対策等の環境対策の推進を図る。また、安全で暮らしやすい社会を実現するため、エネルギー安定供給等のエネルギー・セキュリティ対策、ライフライン防災対策等の防災対策、人にやさしい建築物整備等の福祉・高齢化対策の推進を図る。
- 交通・物流の円滑化や安全確保等を推進するため、輸送力増強等の鉄道輸送体制整備、空港関連施設整備等の航空輸送体制整備、物資の流通効率化に資する施設の整備等、交通・物流ネットワークの整備の推進を図る。
- 高度情報通信社会の構築を促進するため、通信・放送の高度化、情報処理の高度化の促進等、情報通信ネットワークの整備の推進を図る。

3. 経済活力創造

経済活力創造については、内外経済環境の変化等を踏まえつつ、以下の点に重点をおくこととする。

- 経済構造改革を推進するため、企業の事業再構築の円滑化、規制緩和分野の投資促進、製品等の輸入基盤強化、外資系企業による対日投資の促進を図る。
- 知的基盤の整備を推進するため、未来産業の創造へ向けた新技術開発の促進や創造力や独創性に富む新規事業の育成を図る。

また、現下の経済・金融情勢にかんがみ、いわゆる貸し渋り・融資回収等による信用収縮を防ぎ、中堅企業等に対する信用供与が確保されるよう、平成13年3月31日までを限り、長期運転資金及び社債の償還に必要な資金の貸付け等の貸し渋り対策を推進することとする。

さらに、上記1から3までに掲げる事項に係る資金の貸付け等に当たっては、阪神・淡路大震災の被災地域の復旧・復興の推進に配慮することとする。

II. 業務に関する重要事項

日本政策投資銀行は、業務運営に当たっては、運営評議員会の意見を十分踏まえるとともに、次の事項について十分留意することとする。

(1)民間金融の補完・奨励

日本政策投資銀行は、官民の役割分担を踏まえ、民間金融の補完・奨励を旨とし、民間金融のみでは対応困難な分野に対して資金供給等を行うこととする。そのため、業務の適切な見直しを行い、その重点化・効率化に努めるとともに、融資規模の適正化を図ることとする。また、民間金融の補完・奨励という位置づけを徹底する観点から、毎事業年度の融資比率の総平均が過半とならないものとする。

なお、平成13年3月末までの時限措置として、民間金融による信用供与の動向を見つつ、貸し渋り対策による民間金融の量的な補完を行うこととする。

(2)業務の合理化等

日本政策投資銀行は、特殊法人の整理合理化の趣旨を踏まえ、経済社会情勢の変化に応じて、業務の合理化・効率化に努めることとする。特に、出融資等の対象事業の新設又は拡充を行うときには、原則として、従前の対象事業の廃止又は縮小を行うこととする。

(3)財務の健全性の保持

日本政策投資銀行の業務運営に当たっては、償還確実性の原則、収支相償原則の趣旨等を踏まえ、リスクの一層厳格な管理に努め、財務の健全性の保持に十分配慮することとする。

(4)ディスクロージャーの充実

日本政策投資銀行は、財務内容の透明性の一層の向上を図るため、ディスクロージャーの充実に取り組むこととする。

(5)業務の円滑な引継ぎ等

日本政策投資銀行は、日本開発銀行、北海道東北開発公庫、地域振興整備公団及び環境事業団の融資業務等を円滑に引き継ぐこととする。また、従来、これらの機関の対象であった分野への金融が十全に確保されるよう努めることとする。

中期政策方針の実施状況に係る検討について(経過説明)

平成13年3月
日本政策投資銀行
運営評議員会

Ⅰ.経過説明の趣旨

1.運営評議員会の検討結果の報告時期と構成

中期政策方針に基づく日本政策投資銀行の業務の実施状況に関して、運営評議員会が行う検討の結果を総裁に報告する時期は、現行の中期政策方針が終了する平成13年度末を想定している。なお、当該報告は総裁から主務大臣に報告され、公表されることとなる。

報告は、中期政策方針に基づく投融資状況の概要説明、同行が試行中の政策金融評価の結果、評議員の意見等により構成することを想定している。

(注)中期政策方針は、日本政策投資銀行法(以下「法」という。)第22条によれば同行の3年間の業務の方針を規定するものであるが、現行のそれは法附則第13条により、平成11年10月1日から2年6月間とされている。

2.検討経過説明の趣旨

運営評議員会は、年に5回程度の頻度で開催することとしているが、その検討状況について適時外部に公表することは、国民に対する説明責任を果たす意味から重要であり、運営評議員会の開催毎に、その議題と説明資料を同行ホームページにおいて公開してきた。

法第24条に基づく報告(以下「報告」という。)の作成公表は上記のとおり平成13年度末を想定するとしても、現行の中期政策方針に基づく業務の実施が現時点で約1年半を経過したことに鑑み、これまでの運営評議員会の検討状況を、評議員から表明された意見も含めて整理し、ホームページを通じて公表することが、同行の情報公開を一層推進する上で重要なこととの認識から、今般経過説明を取りまとめるものである。

Ⅱ.これまでの開催状況の概要

現在までに、6回の運営評議員会を開催した。議事の進め方は以下のとおりである(議題等はP63を参照)。

【第1回】

現行の中期政策方針の期限である平成13年度末まで運営評議員会を開催していくに当たって、同行の概要、第2回以降の運営評議委員会の進め方及び政策金融評価の考え方の説明を受けた。

政策金融評価は、投融資を実施する部店が個々の案件に対して行う調査を基礎とした投融資プログラムの分析、及び政策金融評価部が行う特徴的なプロジェクトの分析を通じ、同行の投融資の政策性や有効性等を評価するものである。当該評価は、運営評議委員会がその妥当性を確認した上で、同行の中期政策方針の実施状況の検討において参照し、また毎年度の投融資指針や、次期の中期政策方針の見直しに反映させていくことが企図されている。

当該政策金融評価は同行において12年度から試行を開始し、中期政策方針の終了時期までにその結果をとりまとめ、報告に反映させるべく準備を進めている。

【第2回以降】

報告を行う前提として、まず同行の業務実態を理解することが必要であることから、およそ2ヶ月に1回のペースで、同行の経営全体に関する総括的なトピックスと、同行が対象としている政策分野(自立型地域創造、豊かな生活創造、経済活力創造)に関する投融資の概要等を具体的な適用事例とともに説明を受け、その後に質疑・意見交換を行うという形式で検討を進めている。

これまで、地域の経済的自立支援、都市の再構築、エネルギーや情報通信機能の整備、産業技術開発等について業務概要の説明を受けた。

Ⅲ.中期政策方針記載事項の実施状況に係る検討状況

中期政策方針の記載事項に関する同行の実施状況について、現在までの検討経過をまとめると以下のとおりである。

1.日本政策投資銀行が寄与すべき我が国の経済社会政策に関する事項

(1) 自立型地域創造

①自立型地域創造に係る投融資実績は、平成11年度1,365億円(平成11年10月1日～平成12年3月31日までの半期;以下同じ)で、同年度末残高は45,286億円である。

②運営評議員会の検討状況

■ これまで、大都市と地方都市における都市開発政策、及び地域の面的振興と拠点型中核施設整備を中心とした地域政策関連業務(地域企画業務)に関して説明を受けた。

■ 意見等

- 地域における各種の事業については、例えば地方圏で行われる産業振興事業や都市開発事業は人口や所得の点で需要規模が小さく、また首都圏等で行われる都市の再構築事業は投資規模が巨大であり、いずれも投下資金の回収には長期を要することが多いため、長期・低利融資が必要な分野と認められる。
- 各地域で行政が主導的に進めるプロジェクトについては、地域課題や地域特性の分析から、地域の振興計画策定や具体的事業スキームの検討段階での提言、起業化段階での事業採算性の確保策や事業開始後の運営に関する提案等、局面に応じた具体的な取組みが同行に求められており、先進事例の研究や分析の紹介、審査手法を活用した事業計画の評価等を通じた知的支援を引き続き期待する。
- プロジェクト・ファイナンスやPFI(Private Finance Initiative)については、今後の社会資本整備の有力な手法の一つとして普及・定着を図るため、同行の蓄積してきたノウハウが活かされることを期待する。
- 公共性の高いプロジェクトについては、官民の役割と責任の明確化が重要である点を十分認識し、苫東・むつ小川原開発の反省を今後の同行の業務運営に活かしていくことが重要である。

(2) 豊かな生活創造

①豊かな生活創造に係る投融資実績は、平成11年度5,347億円で、同年度末投融資残高は113,109億円である。

②運営評議員会の検討状況

■ これまで、核燃料サイクル事業を中心とする環境調和型エネルギー政策、都市圏鉄道業を主体とする公共交通政策及びケーブルテレビを事例として情報通信政策関連の業務に関して説明を受けた。

■ 意見等

● エネルギー供給については、

ア)核燃料サイクルのような国家的事業は、工事期間が長期に亘り投資規模が大きな事業となることから、長期・低利の資金供給が不可欠となっている。

イ)新エネルギー開発は、事業採算性の確保が課題である。工場やゴミ処理施設の廃熱利用は比較的事業性が高いことから、同行の長期・低利の資金供給が契機となり、当該プロジェクト事業化の動きが活発化することを期待する。一方、風力発電等自然エネルギーの利用に注目が集まっているが、現時点では事業採算性の確保に大きな課題を有することから、事業計画策定段階から同行のプロジェクト事業化ノウハウを活かし、関係者の役割分担や資金調達の工夫等を図る必要がある。

● 環境対策については、これ自身を政策目的とする融資制度を同行が適切に運用していくことの他に、個々の企業の環境配慮状況を同行の与信判断の一般的なチェック項目とすべきか、項目とする場合にどのように評価し、その結果をどう取り扱うか等について今後検討が必要である。

● 環境対策や新エネルギー開発については、リスクが高く民間が手を出しにくい投資が存在するため、他の公的助成措置と同行の投融資との組み合わせにより民間の資金を補完・奨励することが必要である。

● 国家的要請の高いプロジェクトについても、償還を確実なものとするため、融資の際に十分な審査を行うことが必要であることはいうまでもない。

● 公共交通網整備については、低収益を余儀なくされるという事業の元々の性格上、元々投資回収に長期を要するが、近時は連続立体交差やバリアフリー化のような収益に寄与しない投資が課題となっており、長期・低利の資金的支援の意義がある。

● 情報通信については、ケーブルテレビ事業のように、情報インフラとして重要な役割を担うものの低収益で投資の回収に長期を要する分野がある。同行は、ケーブルテレビ事業への融資に積極的に取り組んでおり、地域情報化の観点から所要の要件を満たすプロジェクトについては、無利子融資等による強力な支援も行っている。こうした融資は、同行の有するコンサルティング機能ともあいまって、このような事業に対する民間投資を誘発する呼び水効果を有しているものと認められる。ケーブルテレビ事業は、今後もブロードバンド化等巨額の投資を必要としており、引き続き同行による資金的支援が必要である。

　但し、情報通信分野は技術の変化が早く代替機能の登場等も考えられることから、同分野への投融資に関しては事業環境の変化に対する的確な見通しを持つことが特に重要である。

(3) 経済活力創造

①経済活力創造に係る投融資実績は、平成11年度1,545億円で、同年度末投融資残高は23,249億円である。

②運営評議員会の検討状況

■ これまで、事業再構築と規制緩和投資促進、阪神・淡路大震災の復興支援を中心として経済構造改革政策関連の業務に関して説明を受けた。

■ 意見等

● 企業の経営基盤の強化、事業の多角化、経営資源の有効利用といった事業再構築投資や、規制緩和分野への新規参入者の立ち上がり投資については、同行がこれらの事業を支援することによって、経済構造の速やかな変革の契機となり、我が国経済の活性化が実現されるよう期待する。

● 阪神・淡路大震災の復興や、貸し渋り対策といった緊急的政策要請に対し同行の果たした役割は大きいと認められる。

2.業務に関する重要事項

● (1)民間金融の補完・奨励、(2)業務の合理化等、(3)財務の健全性の保持、(4)デスクロージャーの充実、(5)業務の円滑な引継ぎ等については、第2回以降の運営評議員会において同行経営全般に係る総括的報告事項として説明を受けている。これらの事項については各事業年度毎の予算と実績に関わる部分が大きいので、報告案の検討時にまとめて評価することとする。

Ⅳ.課題等

● 現在、第1回から第6回まで説明を受けた段階であるが、中期政策方針にしたがって同行の業務運営がなされ、また旧機関の融合と業務の引継は円滑に進んでいると思われる。現行の中期政策方針の後半期においても、同行が着実にその責務を果たしていくことが重要である。

● 同行が試行的に開始した政策金融評価の結果を、然るべき時期に運営評議員会に説明し、運営評議員会は評価の妥当性をチェックした上で、中期政策方針の実施状況に係る検討報告に反映することを想定しており、同行の当該評価分析の進捗を図る必要がある。

● 公共性の高いプロジェクトについては、初期の計画検討段階から同行が参画し、実施主体や資金調達方法が適切かどうか、特に官民の役割分担を十分検討することが必要である。また仮に同行の融資が織り込まれた事業計画となる場合には、同行は例えば事業の枠組みの構築について提案を行うなどにより、事業採算性・資金の償還を確実なものとするよう同行の培ってきた知的支援機能を発揮することが重要である。同行は、不断にこのような機能の高度化を図っていくべきであろう。

● 企業が資産・負債の圧縮を喫緊の課題としている現下の状況に対して、同行がどのような支援ができるか検討する必要がある。

● 現在、財投改革の一環として財投機関債による調達が求められているが、市場からの資金調達と、低収益・高リスクの事業への政策的対応を両立させることについて、難しい面が存在すると思料されるが、市場からのチェックを受ける意味では改革の趣旨を踏まえた対応も必要であると考える。

● 同行が民間金融機関と同様の基準による不良債権のディスクロージャーを実施していることを評価する。今後とも適切な債権管理と財務の健全性に十分配意した業務運営が行われることが必要である。

運営評議員会の開催実績概要

回数	年月日	議題 ①総括事項 ②政策投融資制度の概要	主な説明内容（制度・事例等）
第1回	平成11年12月15日	①日本政策投資銀行概要	略
		①運営評議員会の今後の進め方	
		①政策金融評価の考え方	
第2回	平成12年2月10日	①平成12年度投融資計画	略
		②経済活力創造への取組み	事業再構築支援
			新技術開発
			規制緩和分野投資促進
			事業革新事業
			独立系発電事業
第3回	平成12年4月28日	①最近の状況	平成12年度設備投資計画調査
			北海道有珠山噴火被災対策
		②豊かな生活創造を支える環境調和型エネルギー政策	環境対策
			エネルギーセキュリティ対策
			規制緩和分野投資促進
			我が国エネルギー政策の課題
			使用済み核燃料再処理施設整備事業
			風力発電事業
第4回	平成12年7月3日	①平成11年度決算概況	略
		②自立型地域創造と豊かな生活創造に向けた都市開発の取組み	本行重点3分野と都市開発業務の関係
			政策課題と投融資業務の変遷
			横浜みなとみらい21地区開発
			西鹿児島駅東口再開発
			阪神・淡路大震災復旧・復興
			都市開発事業と本行の役割
			今後の都市開発の課題と新しい金融手法
第5回	平成12年9月12日	①平成13年度予算概算要求	略
		②情報通信分野における日本政策投資銀行の取組み	情報通信関連投融資の実績
			政策推移と業界動向
			多様な通信・放送メディアの誕生と発展
			情報通信ネットワークの概要と本行の対応
			ケーブルテレビ発展の歴史、事業の現況
第6回	平成13年2月15日	①平成13年度投融資計画	略
		②自立型地域創造に向けた日本政策投資銀行の取組み	地域政策の課題と政策銀行の取組み
			今後の地域課題とプロジェクトの役割・効果
			石川県七尾市の例
			岩手県盛岡市の例
			地域企画業務

日本政策投資銀行投融資指針（主要部分）

平成13年3月30日
日本政策投資銀行
総裁　小村　武

日本政策投資銀行は、日本政策投資銀行法第23条第1項に基づき、平成13年度（自平成13年4月1日至平成14年3月31日）における投融資指針を以下のとおり定める。

【第１】総則

1. 貸付け等の基本方針

本行の貸付け、債務の保証、社債の取得、債権の譲受け又は出資（以下「貸付け等」という）は、民間金融の補完・奨励の趣旨及び償還確実性の原則を踏まえつつ、中期政策方針及びこの投融資指針に従って行う。

2. 記載の原則

日本政策投資銀行法施行令第2条に定める投融資指針の記載事項については、この総則に定めるもののほか、貸付け等の項目毎にこれを定める。

3. 貸付け等の利率等

貸付け等（出資を除く）に適用する利率等は、本行の収入が支出を償うに足りるように、かつ、一般の金融機関の貸付け若しくは債務の保証の通常の条件又は金融市場の動向を勘案して、次の区分に従い、本行がこれを定める。

（１）貸付け

貸付けに適用する利率は、貸付け等の項目における対象事業毎に定めた各利率区分に対応して定めるものとする。

（２）債務の保証

債務の保証に適用する保証の料率は、一般の金融情勢等に応じ、民間銀行の保証料率等を勘案して定めるものとする。

（３）社債の取得

社債の取得にかかる利回りは、私募債の全額応募の場合は貸付けの利率と同様とし、一部応募の場合は他の投資家と同一とし、公募債（普通社債に限る）の場合は市場における利回りとする。

4. 貸付け等の比率

対象事業の事業費に対する本行の貸付け等（出資を除く）の比率については、次の通りとする。

（１）貸付け及び社債の取得

原則として、貸付け等の項目における対象事業毎に定めた比率の範囲内とする。公募債の応募については、対象事業費の50％又は発行額の50％のいずれか低い額を上限とする。

また、旧北海道東北開発公庫に係る融資制度、地域振興整備公団及び環境事業団の旧貸付業務に係る融資制度の貸付けの比率については、民間金融機関が行う協調融資に支障が生じる場合には、民業補完の基本的位置づけを踏まえつつ、弾力的な対応を行うものとする。

なお、長期資金の調達力の特に高い企業（社債格付けがトリプルAの上場企業）に対する貸付け等の比率の上限は、原則として30％以内とする。

（２）債務の保証

債務の保証の限度額は、貸付け等と併せて、原則として、対象事業費の80％とする。なお、保証の範囲については、原則として、対象事業に係る被保証人の債務の80％以内とする。

5. 出資

（１）出資の対象事業

① 政策性、公共性の高い事業を対象とし、具体的には「第2　貸付け等の項目別内容」に記載する。
② 政策的観点から望ましいものの、初期段階のリスク性あるいは低収益性等により速やかに採算に乗り難く、民間のみでは対応が困難な事業を対象とする。
③ 民間企業から相当程度の出資が見込まれるものを対象とする。なお、収益性及びリスク性の観点から、民間のみで十分対応できるものは対象としない。
④ 当該出資に係る事業からの配当の支払を可能とする利益の発生が確実であると認められる場合に限る。

（２）出資の比率

原則として、出資を受ける者の資本の額の50％以内とする。

【第2】貸付け等の項目別内容

投融資対象項目一覧　（＊：出資対象項目（括弧内は対象事業の限定があるもの））

大項目	中項目	小項目	細項目
自立型地域創造	地域社会基盤整備	地域街づくり	①市街地再開発＊（市街地再開発事業） ②市街地高度利用・公共スペース創出＊（特定街区内建築物整備等、特定民間都市基盤施設整備） ③豊かな住環境・建築景観整備 ④中心市街地活性化＊ ⑤大規模遊休地等有効利用促進＊（新都市拠点整備、都市活性化地区総合整備、日本鉄道建設公団特例業務用地処分活用促進）
		地域社会資本	①民活法特定施設関連＊ ②民間資金活用型社会資本整備＊ ③港湾機能総合整備＊（港湾機能の高度化に資する中核的施設整備） ④駐車場等 ⑤地域交通基盤整備＊（地方空港ターミナル施設整備、鉄軌道整備促進） ⑥地域冷暖房＊ ⑦地域ガス事業基盤整備 ⑧地域情報化＊（CATV広域デジタル化事業）
	地域活力創造	地域活力創造	①地域産業立地促進等 ②地域産業集積活性化等 ③地域振興施設整備＊（総合保養地域特定民間施設整備） ④大規模基地活性化 ⑤寒冷地産業活動活性化
	地域連携・地域自立支援	地域連携・地域自立支援	①一極集中是正＊（核都市拠点整備、関西文化学術研究都市整備促進、大阪湾臨海地域中核的施設整備） ②地域産業振興・雇用開発 ③地域自立支援＊
豊かな生活創造	環境・エネルギー・防災・福祉対策	環境対策	①新エネルギー・自然エネルギー開発 ②国際環境マネジメントシステム構築推進等 ③省エネルギー対策推進 ④廃棄物・リサイクル対策＊（共同リサイクルセンター） ⑤公害防止・オゾン層保護 ⑥環境負荷低減型エネルギー供給 ⑦環境建物
		エネルギー・セキュリティ対策	①エネルギー安定供給 ②原子力開発
		防災対策	①都市防災対策 ②被災市街地復興整備
		福祉・高齢化対策	①福祉・高齢化対策
	交通・物流ネットワーク	交通ネットワーク	①大都市圏・基幹交通整備＊（鉄軌道整備促進） ②航空輸送体制整備
		物流ネットワーク	①貿易物資安定供給 ②流通効率化＊（物流近代化ターミナル） ③生活関連物資自主流通施設 ④食品安定供給対策等
	情報通信ネットワーク	情報通信ネットワーク	①電気通信網整備・安全・高度化促進＊ ②高度情報化促進＊（電子商取引環境整備促進、情報提供サービス、システムインテグレータ育成） ③放送利用高度化促進
経済活力創造	経済構造改革	規制緩和・事業革新等	①規制緩和分野投資促進 ②事業再構築支援
		輸入・対内投資促進	①対日アクセス促進
	知的基盤整備	新技術開発	①新技術開発＊（船舶新技術開発促進、建設新技術開発促進、放射光利用共同施設整備）
		新規事業育成	①新規事業育成＊（新規事業の実施に必要な資金の出資等を行う事業）

（その他）　地域活性化低利融資
社会資本整備促進融資
災害復旧融資

役　員

平成13年7月末現在

副総裁
梶田　邦孝

総　裁
小村　武

副総裁
松川　隆志

理　事
寺澤　則忠

理　事
楠木　行雄

理　事
野川　晃一

理　事
松野　信也

理　事
大川　澄人

理　事
稲川　泰弘

理　事
金子　孝文

理　事
一色　浩三

理　事
藤原　民雄

理　事
乾　文男

理　事
貝塚　啓明

理　事
北村　歳治

監　事
安藤　隆

監　事
高橋　良規

総　裁

小村　武（こむら　たけし）

(昭和14年9月2日生)

昭和38年4月　大蔵省入省／平成9年7月　大蔵事務次官／10年2月　大蔵省財政金融研究所（12年7月　財務総合政策研究所に名称変更）顧問／13年1月　当行総裁（現職）

副総裁

梶田　邦孝（かじた　くにたか）

(昭和16年1月22日生)

昭和38年4月　日本開発銀行入行／62年3月秘書役／平成元年6月　企画部長／3年6月　総務部長／4年6月　設備投資研究所長／6年5月理事／10年6月　(財)日本経済研究所理事長／11年10月　当行副総裁(現職)

副総裁

松川　隆志（まつかわ　たかし）

(昭和18年6月7日生)

昭和41年4月　大蔵省入省／平成9年7月　北海道開発事務次官／12年6月　当行副総裁(現職)

理　事

寺澤　則忠（てらさわ　のりただ）

(昭和18年11月22日生)

昭和42年4月　日本開発銀行入行／平成3年6月秘書役／6年5月　都市開発部長／7年6月　総務部長／10年5月　理事／11年10月　当行理事（現職）

理　事

楠木　行雄（くすき　ゆきお）

(昭和20年8月6日生)

昭和43年4月　運輸省入省／平成10年7月　海上保安庁長官／11年7月　日本開発銀行理事／10月　当行理事(現職)

理　事

野川　晃一（のがわ こういち）

(昭和19年1月22日生)

昭和41年4月　北海道東北開発公庫入庫／平成7年4月　営業部長／9年4月　北海道支店長／11年10月　当行理事(現職)

理　事

松野　信也（まつの　しんや）

(昭和20年2月15日生)

昭和43年4月　日本開発銀行入行／平成4年4月企画部長／5年3月　調査部長／7年6月　都市開発部長／10年5月　大阪支店長／11年10月　当行理事(現職)

理　事

大川　澄人（おおかわ　すみひと）

(昭和22年1月27日生)

昭和44年7月　日本開発銀行入行／平成6年7月営業第五部長／8年4月　流通部長／9年4月人事部長／10年5月　総務部長／11年10月　当行総務部長／12年3月　理事(現職)

理　事

稲川　泰弘(いながわ　やすひろ)

(昭和19年1月1日生)

昭和42年4月　通商産業省入省／平成9年7月資源エネルギー庁長官／12年4月　当行理事（現職）

理　事

金子　孝文（かねこ　たかふみ）

(昭和19年11月2日生)

昭和43年4月　経済企画庁入庁／平成10年6月国民生活局長／12年7月　当行理事(現職)

理　事

一色　浩三(いっしき　こうぞう)

(昭和21年1月28日生)

昭和44年7月　日本開発銀行入行／平成5年4月　庶務部長／6年5月　秘書役／8年6月産業・技術部長／10年5月　人事部長／11年10月　当行人事部長／13年6月　理事(現職)

理　事

藤原　民雄（ふじわら　たみお）

(昭和21年5月7日生)

昭和45年4月　北海道東北開発公庫入庫／平成9年4月　開発企画部長兼産業基地業務室長／11年6月　開発企画部長／11年10月　当行検査部長／13年6月　理事(現職)

理　事

乾　文男（いぬい　ふみお）

(昭和22年10月7日生)

昭和45年4月　大蔵省入省／平成13年1月　金融庁総務企画局長／13年7月　当行理事(現職)

理　事

貝塚　啓明（かいづか　けいめい）

(昭和9年2月16日生)

昭和37年　東京大学大学院博士課程修了／51年　東京大学経済学部教授／平成6年　同名誉教授／同年　中央大学法学部教授(現職)／同年大蔵省財政金融研究所名誉所長(現職)／11年10月　当行理事(現職)

理　事

北村　歳治（きたむら　としはる）

(昭和18年10月17日生)

昭和44年7月　大蔵省入省／平成8年7月　財政金融研究所次長／11年10月　早稲田大学国際情報通信研究センター教授(現職)／同月　当行理事(現職)

監　事

安藤　隆（あんどう　たかし）

(昭和23年2月3日生)

昭和45年4月　日本開発銀行入行／平成8年6月　名古屋支店長／10年5月　都市開発部長／11年10月　当行関西支店長／13月3月　監事（現職）

監　事

高橋　良規（たかはし　よしのり）

(昭和22年2月12日生)

昭和44年4月　北海道東北開発公庫入庫／平成8年4月　秘書役／10年4月　東北支店長／11年10月　当行東北支店長／12年6月　監事(現職)

組織図

■本　店

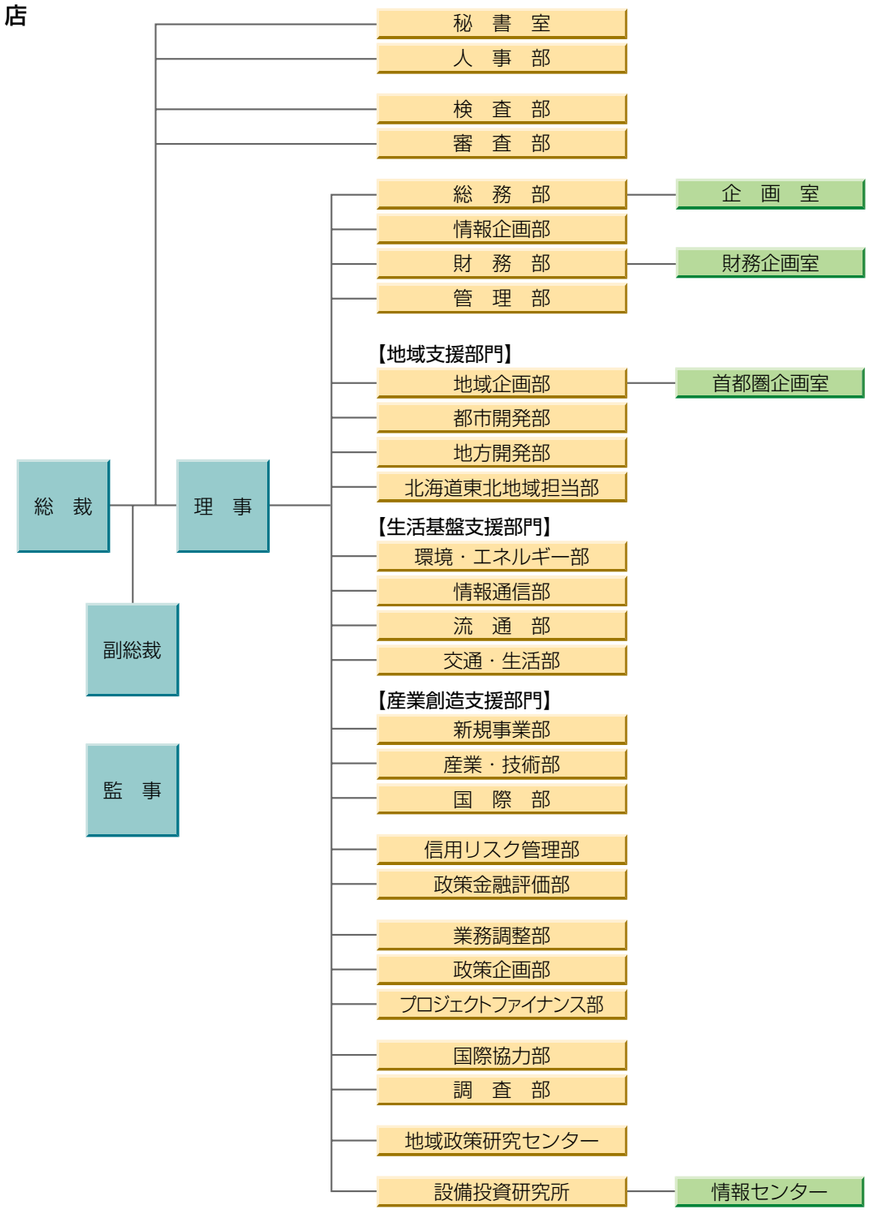

■支　店（10支店・8事務所）

支　店：北海道、東北、新潟、北陸、東海、関西、中国、四国、九州、南九州

事務所：函館、釧路、青森、富山、松江、岡山、松山、大分

参考 1　日本政策投資銀行の業績推移

(1) 年度別投融資等金額

（単位：百万円）

項目＼年度	11（下期）	12
自立型地域創造	136,471	296,295
地域社会基盤整備	69,848	138,247
地域活力創造	18,450	39,713
地域連携・地域自立支援	48,173	118,335
豊かな生活創造	534,694	590,480
環境・エネルギー・防災・福祉対策	228,557	354,548
交通・物流ネットワーク	182,902	183,042
情報通信ネットワーク	123,235	52,890
経済活力創造	154,549	259,517
経済構造改革	144,539	233,312
知的基盤整備	10,010	26,205
小　計	825,714	1,146,292
社会資本整備促進	43,640	53,260
合　計	869,354	1,199,552

（注）11年度は、平成11年10月1日から平成12年3月31日までの6ヶ月間である。

(2) 年度別投融資等残高

（単位：百万円）

項目＼年度	11（12/3末）	12
自立型地域創造	4,528,578	4,352,395
地域社会基盤整備	2,680,861	2,643,827
地域活力創造	438,842	364,012
地域連携・地域自立支援	1,408,875	1,344,557
豊かな生活創造	11,310,922	10,676,294
環境・エネルギー・防災・福祉対策	5,912,236	5,570,677
交通・物流ネットワーク	4,211,908	4,033,122
情報通信ネットワーク	1,186,778	1,072,495
経済活力創造	2,324,933	2,230,260
経済構造改革	1,900,587	1,855,795
知的基盤整備	424,345	374,465
小　計	18,164,433	17,258,949
社会資本整備促進	758,812	735,821
合　計	18,923,245	17,994,770

(3) 連続貸借対照表

（単位：百万円）

科目＼年度	11（12/3末）	12
＜資産の部＞		
貸付金	18,754,468	17,786,489
（貸付金）	(18,604,467)	(17,639,440)
（外貨貸付金）	(150,001)	(147,049)
出資金	131,209	176,948
有価証券	351,508	357,695
現金預け金	92,165	29,946
未収収益	103,039	96,450
雑勘定	1,296	1,340
動産不動産	41,502	40,423
債券発行差金	1,946	1,966
支払承諾見返	104,089	104,574
貸倒引当金	—	△ 53,359
資産合計	19,581,221	18,542,471
＜負債及び資本の部＞		
借入金	16,076,810	14,916,888
寄託金	37,752	34,400
債券	1,206,012	1,329,198
未払費用	127,922	108,951
雑勘定	44,191	71,340
支払承諾	104,089	104,574
貸倒引当金	56,263	—
（負債合計）	(17,653,040)	(16,565,350)
資本金	976,286	1,039,386
準備金	928,935	951,895
当年度損益金	22,960	△ 14,160
（資本合計）	(1,928,181)	(1,977,121)
合　計	19,581,221	18,542,471

（注）貸倒引当金については、平成12年度より資産の部からの控除項目に記載方法を変更している。

(4) 連続損益計算書

（単位：百万円）

科目＼年度	11（下期）	12
＜利　益＞		
経常収益	403,900	728,041
貸付金利息	346,053	667,470
保証料	92	252
有価証券利息	515	1,681
受取配当金	—	210
預け金利息	—	38
受入雑利息	9	18
受入手数料	702	641
有価証券益	14	271
償却債権取立益	—	283
雑益	89	915
貸倒引当金戻入	56,425	56,263
特別利益	—	1,237
当年度損失金	—	14,160
合　計	403,900	743,439
＜損　失＞		
経常費用	380,940	743,439
借入金利息	277,079	530,604
寄託金利息	486	888
債券利息	27,684	51,658
短期借入金利息	—	1
支払雑利息	—	4
事務費	14,586	28,494
動産不動産減価償却費	663	1,304
支払手数料	30	49
外国為替損	—	0
貸付金償却	299	68,601
出資金償却	—	2,000
債券発行差金償却	320	596
債券発行費償却	3,231	1,722
雑損	298	4,158
貸倒引当金繰入	56,263	53,359
当年度利益金	22,960	—
合　計	403,900	743,439

（注）11年度は、平成11年10月1日から平成12年3月31日までの6ヶ月間である。

参考 2 日本開発銀行の業績推移

(1) 年度別投融資等金額

（単位：百万円）

項目＼年度	8	9	10	11（上期）
自立型地域創造	418,693	378,663	354,197	98,510
地域社会基盤整備	347,145	288,903	216,832	62,037
地域活力創造	7,910	24,305	59,910	11,435
地域連携・地域自立支援	63,638	65,455	77,455	25,038
豊かな生活創造	1,163,077	1,191,429	1,094,305	286,397
環境・エネルギー・防災・福祉対策	627,960	548,610	397,040	124,486
交通・物流ネットワーク	400,789	458,389	418,077	100,641
情報通信ネットワーク	134,328	184,430	279,188	61,270
経済活力創造	48,269	223,220	1,125,958	201,659
経済構造改革	28,103	179,500	1,075,727	192,533
知的基盤整備	20,166	43,720	50,231	9,126
小　計	1,630,039	1,793,312	2,574,461	586,565
社会資本整備促進	108,660	107,161	68,812	5,960
合　計	1,738,699	1,900,473	2,643,273	592,525

（注）11年度は、平成11年4月1日から平成11年9月30日までの6ヶ月間である。

(2) 年度別投融資等残高

（単位：百万円）

項目＼年度	8	9	10	11（11/9末）
自立型地域創造	3,057,698	3,142,940	3,274,557	3,256,402
地域社会基盤整備	2,313,438	2,431,989	2,524,596	2,517,421
地域活力創造	225,423	206,529	234,205	229,321
地域連携・地域自立支援	518,837	504,423	515,756	509,659
豊かな生活創造	11,243,228	11,417,113	11,530,898	11,329,614
環境・エネルギー・防災・福祉対策	6,327,357	6,302,358	6,147,146	6,003,944
交通・物流ネットワーク	3,899,206	4,079,380	4,225,715	4,184,378
情報通信ネットワーク	1,016,664	1,035,374	1,158,038	1,141,293
経済活力創造	941,794	1,010,775	1,987,434	2,105,289
経済構造改革	440,520	529,516	1,525,717	1,666,878
知的基盤整備	501,274	481,259	461,717	438,411
小　計	15,242,720	15,570,828	16,792,889	16,691,305
社会資本整備促進	647,774	713,063	728,846	704,677
合　計	15,890,494	16,283,891	17,521,735	17,395,982

(3) 連続貸借対照表

（単位：百万円）

科目＼年度	8	9	10	11（11/9末）
＜資産の部＞				
貸付金	15,833,698	16,226,709	17,425,150	17,267,773
（貸付金）	(15,769,353)	(16,125,012)	(17,288,126)	(17,121,659)
（外貨貸付金）	(64,345)	(101,697)	(137,024)	(146,114)
出資金	56,797	57,182	82,185	82,329
有価証券	157,721	163,949	252,459	113,177
現金預け金	7,958	2,904	3,191	4,472
未収収益	92,917	94,301	95,050	96,681
雑勘定	1,261	1,425	1,201	107,111
動産不動産	33,483	33,942	33,303	33,714
債券発行差金	1,919	1,633	1,033	763
拠出金繰延勘定	100	—	—	—
支払承諾見返	206	1,588	57,706	80,399
合　計	16,186,060	16,583,633	17,951,298	17,786,417
＜負債及び資本の部＞				
借入金	14,093,051	14,467,249	15,369,122	15,150,716
寄託金	42,122	39,526	36,701	35,209
債券	623,356	589,425	614,425	614,425
貸付受入金	500	—	—	—
未払費用	143,226	141,410	131,230	129,054
雑勘定	8,436	15,358	20,940	21,780
貸倒引当金	47,500	48,680	52,275	51,803
支払承諾	206	1,588	57,706	80,397
（負債合計）	(14,958,398)	(15,303,236)	(16,282,399)	(16,083,384)
資本金	332,275	341,775	689,625	699,125
準備金	848,477	895,387	938,622	979,274
当年度利益金	46,910	43,235	40,652	24,634
（資本合計）	(1,227,662)	(1,280,397)	(1,668,899)	(1,703,033)
合　計	16,186,060	16,583,633	17,951,298	17,786,417

(4) 連続損益計算書

（単位：百万円）

科目＼年度	8	9	10	11（上期）
＜利　益＞				
経常収益	794,345	764,028	727,984	385,880
貸付金利息	746,290	715,246	678,108	332,523
保証料	0	1	14	68
有価証券利息	343	344	483	479
受取配当金	1	—	—	37
受入雑利息	19	18	18	9
受入手数料	706	652	479	415
外国為替益	118	58	—	—
有価証券益	80	52	53	6
雑益	226	157	149	68
貸倒引当金戻入	46,563	47,500	48,680	52,275
合　計	794,345	764,028	727,984	385,880
＜損　失＞				
経常費用	747,435	720,793	687,332	361,246
借入金利息	640,931	615,333	580,047	279,301
寄託金利息	1,082	1,025	952	447
債券利息	34,114	31,403	28,763	14,277
事務費	21,826	22,438	22,848	11,605
動産不動産減価償却費	1,135	1,132	1,291	661
支払手数料	—	—	5	24
貸付金償却	111	—	89	2,265
債券発行差金償却	575	600	580	290
拠出金繰延勘定償却	125	100	—	—
雑損	36	82	482	573
貸倒引当金繰入	47,500	48,680	52,275	51,803
当年度利益金	46,910	43,235	40,652	24,634
合　計	794,345	764,028	727,984	385,880

（注）11年度は、平成11年4月1日から平成11年9月30日までの6ヶ月間である。

参考 3 北海道東北開発公庫の業績推移

(1) 年度別投融資等金額

（単位：百万円）

項目＼年度	8	9	10	11（上期）
一　般	184,622	222,459	292,362	92,274
社会資本整備促進	5,275	4.549	6,090	995
合　計	189,897	227,008	298,452	93,269

(2) 年度別投融資等残高

（単位：百万円）

項目＼年度	8	9	10	11（11/9末）
一　般	1,434,606	1,469,430	1,611,067	1,527,522
社会資本整備促進	46,979	48,017	50,347	47,738
合　計	1,481,585	1,517,447	1,661,414	1,575,260

(3) 連続貸借対照表

（単位：百万円）

科目＼年度	8	9	10	11（11/9末）
＜資産の部＞				
貸付金	1,468,076	1,503,649	1,647,615	1,540,716
出資金	13,509	13,799	13,799	45,775
有価証券	8,494	27,598	22,776	—
現金預け金	20	69	147	16,683
未収収益	5,747	8,226	8,991	9,102
雑勘定	29	129	467	404
業務用固定資産	6,348	7,052	7,397	7,546
債券発行差金	1,365	1,202	1,180	1,041
債券発行費	3,729	3,912	3,356	2,952
拠出金繰延勘定	15	—	—	—
保証債務見返	—	—	40	36
合　計	1,507,332	1,565,636	1,705,767	1,624,256
＜負債及び資本の部＞				
借入金	610,867	657,871	760,289	762,715
債券	791,950	795,804	782,314	743,514
寄託金	6,309	5,501	5,153	4,970
貸付受入金	2,860	8,960	1,480	—
未払費用	18,350	17,318	16,253	15,252
雑勘定	1,659	692	1,612	1,859
貸倒引当金	4,277	4,429	4,565	4,622
保証債務	—	—	40	36
（負債合計）	(1,436,271)	(1,490,575)	(1,571,706)	(1,532,969)
産業投資出資金	71,061	75,061	134,061	166,261
当期損失金	—	—	—	△ 74,974
（資本合計）	(71,061)	(75,061)	(134,061)	(91,287)
合　計	1,507,332	1,565,636	1,705,767	1,624,256

(4) 連続損益計算書

（単位：百万円）

科目＼年度	8	9	10	11（上期）
＜利　益＞				
経常収益	79,288	75,616	75,701	28,867
貸付金利息	70,340	64,493	54,047	23,910
保証料	—	—	—	0
受取配当金	210	202	221	186
一般会計より受入	—	5,285	16,533	—
電源開発促進対策特別会計より受入	360	282	267	146
石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計より受入	28	35	40	22
有価証券益	77	82	57	4
雑収入	297	961	107	34
貸倒引当金戻入	7,976	4,277	4,429	4,565
特別利益	23	236	—	—
固定資産売却益	23	236	—	—
当年度損失金	—	—	—	74,974
合　計	79,312	75,853	75,701	103,841
＜損　失＞				
経常費用	79,288	75,824	75,700	103,811
借入金利息	27,970	25,183	23,425	11,376
債券利息	39,368	39,483	37,605	17,792
寄託金利息	175	156	141	67
事務費	5,097	5,264	5,135	2,697
貸付金償却	1,238	72	290	65,012
固定資産減価償却費	171	185	219	117
債券発行差金償却	319	318	295	138
債券発行費償却	647	718	824	404
拠出金繰延勘定償却	25	15	—	—
貸倒引当金繰入	4,277	4,429	4,565	4,622
雑損	—	—	3,201	1,587
特別損失	24	29	2	29
固定資産除却損	24	29	2	29
合　計	79,312	75,853	75,701	103,841

（注）11年度は、平成11年4月1日から平成11年9月30日までの6ヶ月間である。

本支店・事務所等　照会先

本店　東京

〒100-0004
東京都千代田区大手町1丁目9番1号
☎ 03-3244-1900（総務部）

北海道支店　札幌

〒060-0003
札幌市中央区北3条西4丁目1番地
（日本生命札幌ビル）
☎ 011-241-4111（代表）

釧路事務所　釧路

〒085-0847
釧路市大町1丁目1番1号
（道東経済センタービル）
☎ 0154-42-3789（代表）

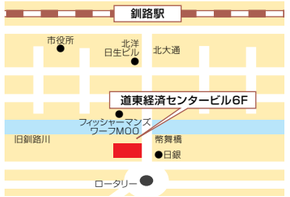

中国支店　広島

〒730-0031
広島市中区紙屋町2丁目1番22号
（広島興銀ビル）
☎ 082-247-4311（代表）

岡山事務所　岡山

〒700-0821
岡山市中山下1丁目8番45号
（NTTクレド岡山ビル）
☎ 086-227-4311（代表）

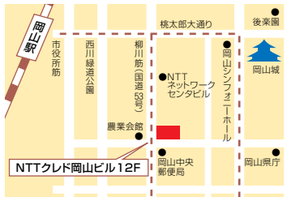

松江事務所　松江

〒690-0887
松江市殿町111番地
（松江センチュリービル）
☎ 0852-31-3211（代表）

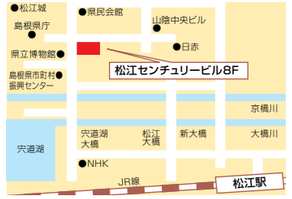

函館事務所　函館

〒040-0063
函館市若松町14番10号
（函館ツインタワー）
☎ 0138-26-4511（代表）

東北支店　仙台

〒980-0811
仙台市青葉区一番町2丁目1番2号
（仙台長和ビル）
☎ 022-227-8181（代表）

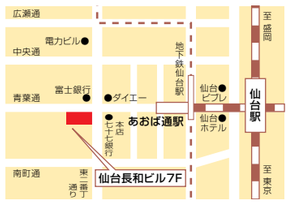

四国支店　高松

〒760-0050
高松市亀井町5番地の1
（百十四ビル）
☎ 087-861-6677（代表）

松山事務所　松山

〒790-0003
松山市三番町7丁目1番21号
（協栄生命松山ビル）
☎ 089-921-8211（代表）

九州支店　福岡

〒810-0001
福岡市中央区天神2丁目12番1号
（天神ビル）
☎ 092-741-7734（代表）

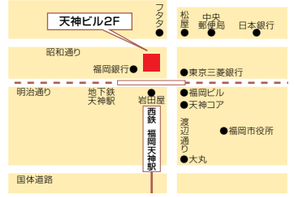

青森事務所　青森

〒030-0822
青森市中央1丁目22番8号
（青森第一生命ビル）
☎ 017-773-0911（代表）

新潟支店　新潟

〒951-8068
新潟市上大川前通7番町1243番地
（新潟商工会議所会館）
☎ 025-229-0711（代表）

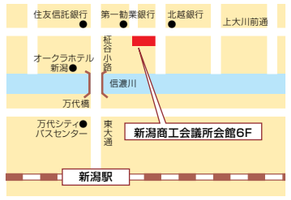

北陸支店　金沢

〒920-0937
金沢市丸の内4番12号
（金沢中央ビル）
☎ 076-221-3211（代表）

中国・四国・九州地方の相談センター

大分事務所　大分

〒870-0021
大分市府内町3丁目4番20号
（明治生命大分恒和ビル）
☎ 097-535-1411（代表）

南九州支店　鹿児島

〒892-0842
鹿児島市東千石町1番38号
（鹿児島商工会議所ビル）
☎ 099-226-2666（代表）

海外

●ワシントン駐在員事務所
1101-17th Street, N.W., Suite 1001, Washington,D.C.20036,U.S.A.
☎ 1-202-331-8696

●ニューヨーク駐在員事務所
1251 Avenue of the Americas, Suite 830, New York, NY 10020, U.S.A.
☎ 1-212-221-0708

●ロスアンジェルス駐在員事務所
601 South Figueroa Street, Suite 2190, Los Angeles, CA 90017-5748, U.S.A.
☎ 1-213-362-2980

●ロンドン駐在員事務所
Level 12, City Tower, 40 Basinghall Street, London, EC2V 5DE, United Kingdom
☎ 44-20-7638-6210

●フランクフルト駐在員事務所
Frankfurter Buero Center, Mainzer Landstrasse 46, 60325 Frankfurt am Main, Federal Republic of Germany
☎ 49-69-7191760

●シンガポール駐在員事務所
36 Robinson Road,#07-04 City House, Singapore 068877
☎ 65-2211779

富山事務所　富山

〒930-0005
富山市新桜町6番24号
（東京生命・日本興亜富山ビル）
☎ 076-442-4711（代表）

東海支店　名古屋

〒460-0002
名古屋市中区丸の内1丁目17番19号
（名古屋長和ビル）
☎ 052-231-7561（代表）

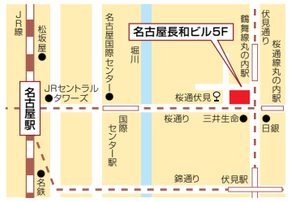

関西支店　大阪

〒530-0004
大阪市北区堂島浜1丁目2番6号
（新ダイビル）
☎ 06-6345-6531（代表）

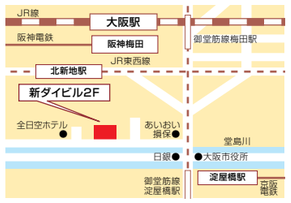

相談センター

●東北
秋田市 018-866-7676
盛岡市 019-624-5880
山形市 023-622-4666

●関東・甲信
水戸市 029-300-4601
長野市 026-266-7021

●東海・北陸
静岡市 054-221-7255
福井市 0776-36-5459
津　市 059-246-8181

●近畿
京都市 075-257-2332
神戸市 078-302-9377

●中国・四国
鳥取市 0857-26-6666
徳島市 088-635-2222
高知市 088-871-6066

●九州
長崎市 095-823-1256
熊本市 096-319-1775
宮崎市 0985-22-1130

相談室

旭川市 0166-26-9810
苫小牧市 0144-33-5454
北見市 0157-23-4111
八戸市 0178-43-5111
横手市 0182-32-1170
いわき市 0246-25-9151
会津若松市 0242-27-1212
上越市 0255-25-1185
新発田市 0254-22-2757
帯広市 0155-21-1236
小樽市 0134-22-1177
室蘭市 0143-43-3255
弘前市 0172-33-4111
米沢市 0238-21-5111
郡山市 024-921-2621
長岡市 0258-32-4500
柏崎市 0257-22-3161

（各相談センター・相談室の相談日等については電話にてご確認ください。）

本支店・事務所等　所在地

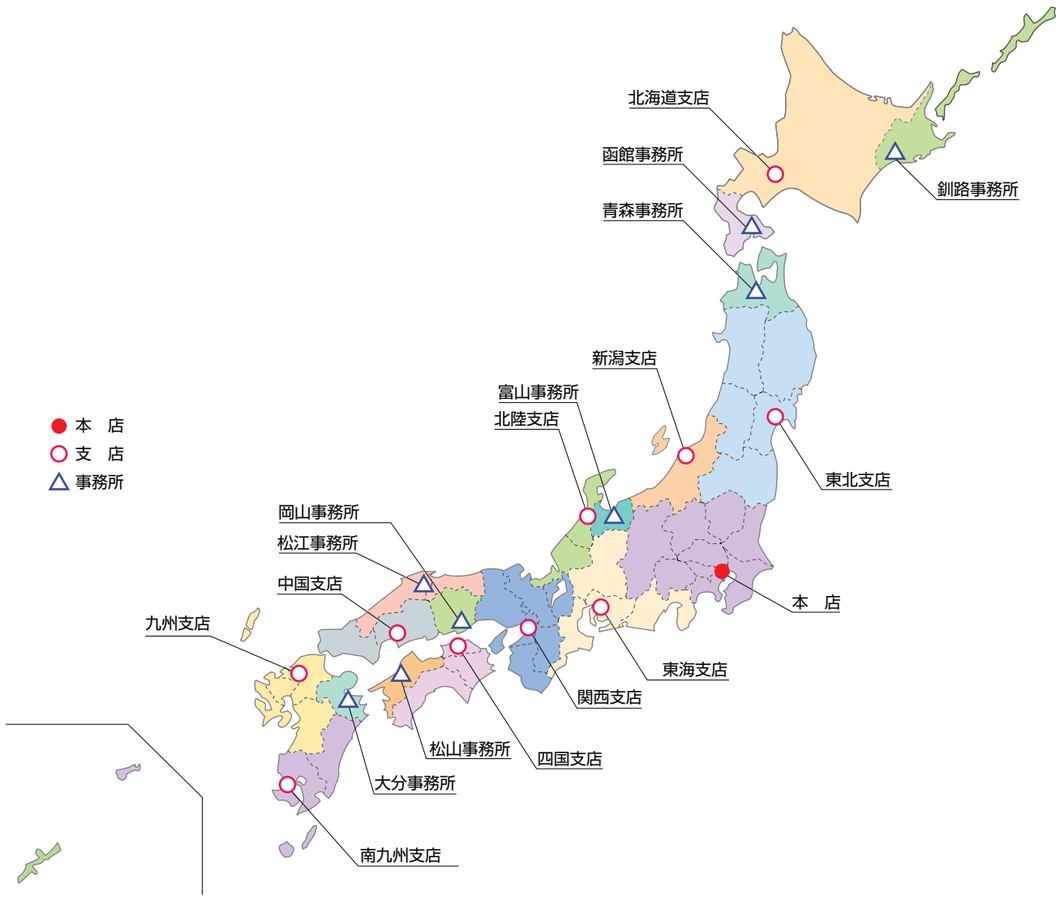

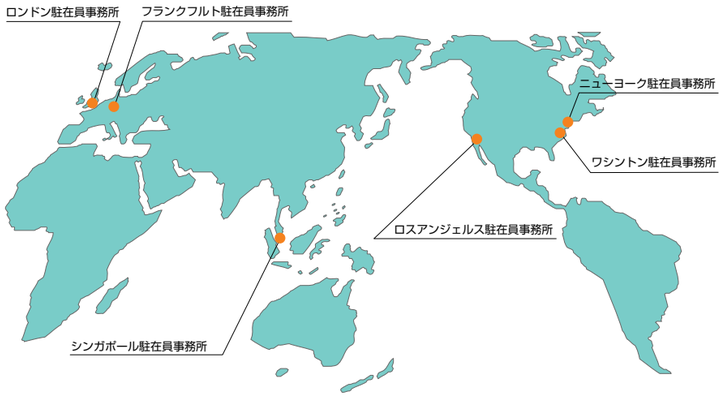

平成13年7月
発　行　日本政策投資銀行　総務部
（ディスクロージャー担当部署）
〒100-0004　東京都千代田区大手町1丁目9番1号
TEL：03 (3244) 1900
ホームページアドレス：http://www.dbj.go.jp/
本誌は100％再生紙を使用しています。

本誌に掲載してある数字は、端数処理のため、各項目の和、累計または合計が一致しないことがあります。